七の二、二八の一、二八の二、二九の一から二九の三まで、三〇、三一の一、三一の二、三二、三四、三六、三七、三九、四四、四六から五三まで、五四の一、五四の二、五五、五六、五七の一、五七の二、六〇の一、六一の一、六四、七三、七五、七六、七七の一、七七の二、七八の一、七八の三、七八の四、七九の二、八一の三、八二の一、八二の二、八四、八五の一、八六の一、八七の二、八七の五、九二の一、九三の一、九六の一、九七から一〇一まで、一〇二の一、一〇二の二、一〇三から一〇八まで、一〇九の一、一一一の一、一一二、一一七の一、一二〇の一、一二七、一三〇、一三一、一四二から一四八まで、一五三、一五四、一五六、一五七、一五九、一六一の一、一六一の二、一六三、一七三、一七八の一、一七九から一八一まで、一八四、一八九、一九〇、一九四から一九九まで、二〇〇の一、二〇〇の二、二〇一から二〇四まで、二〇五の一、二〇六、二〇七、二〇九、二一一、二一三、二一五の一から二一五の三まで、二一八、二二一から二二三まで、四四二、四四四、六一〇、六一一の一から六一一の三まで、六二八、六三九、六四〇、八〇八の一、八〇八の二、八一一の一、八一一の二、八一二、八一三の一から八一三の四まで、八一四の二、八一六の一から八一六の五まで、八一七、八一八の一、八一八の二、八二三、八二四の一、八二五の一、八二五の二、八二六の一、八二七の一、八二七の二、八三三、八三四の一から八三四の三まで、八五六の一、八五六の二、八五七、八五八、八六〇、八六二の一から八六二の三まで、八六三、八六四、八六七から八七〇まで、八七二、八七四、八七六、八八一、八八三、八八四の一、八八四の二、八八五、八八八、八八九、八九〇の一、八九〇の二、八九一の一、八九一の二、八九二、八九三の一、八九三の二、八九五の一、八九五の二、八九六の一、八九六の二、八九七、八九八の一、八九八の二、八九九の一から八九九の三まで、九〇〇の一、九〇〇の二、九〇一の一、九〇一の二、九〇二の一から九〇二の三まで、九〇四、九〇五の一、九〇五の二、九〇六の一、九〇七から九一一まで、九一二の一、九一三の二、九一四の一から九一四の三まで、九二〇から九二二まで、一〇〇八、一〇〇九の一、一〇〇九の三、一〇一の一、一〇一二の一、一〇一二の二、一〇一三、一〇一四の一、一〇二〇、一四二四、一四三四の一、一四三五の一から一四三五の七まで、一四三六の一から一四三六の七まで、一四三七、一四三八の一、一四三九、一四四四の二、一四四五の一、一四四七の二、一四四八、一四四九の一、一四四九の二、一四五〇の一、一四五〇の二、一四五一の一、一四五一の二、一四五二の一、一四五二の二、一四五三の一から一四五三の四まで、一四五四の一、一四五四の二、一四五五の一、一四五五の二、一四五七の一から一四五七の三まで、一四五八の一、一四五八の二、一四五九、一四六〇、一四六一の一から一四六一の三まで、一四六一の八、一四六二から一四六七まで、一四六八の一から一四六八の四まで、一四六九、一四七〇の一から一四七〇の三まで、一四七一から一四七三まで、一四七五から一四八二まで、一四八五の一、一四八六の一から一四八六の三まで、一四八七の一、一四八八、一四八九の一から一四八九の四まで、一四九〇の一から一四九〇の三まで、一四九一から一四九五まで、一四九七の一、一四九七の二、一四九八の一、一四九九の一、一五〇二の一、一五〇二の二、一五〇三の一、一五〇三の二、一五〇四の一、一五〇四の二

保安林として指定された目的　水源の涵養

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百六十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛媛県北宇和郡鬼北町大字父野川上九〇四の一・九〇五の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八〇八から八一一まで、八一五、八一七、八一八、八二〇、八二一、八二三から八三〇まで、八三二から八三七まで、八三九、八四〇、八四二から八四四まで、八四六から八四九まで、八五二、八五六、八五九、八七七から八八〇まで、八八二から八八六まで、八八八から八九四まで、八九六から九〇〇まで、九〇五の一、九九七、一〇〇二、一〇〇六の一、一〇〇六の二、一〇〇九、一〇一七、一〇二〇から一〇二五まで、一〇三三から一〇三五まで、一〇四〇、一〇四一、一〇四六、一〇四七、一三三一、一三五三、一三五四、一三五六の一、一三五八の三、一三五九、一三六〇、一三六六、一三六七、一三七〇、一三七六、一三八一、一三八二、一三八三の一、一三八六の一、一三八六の三、一三八七、一三八八、一三八九の一、一三八九の三、一三九二の一、一三九二の二、一三九三の一、一三九三の二、一三九四、一三九五、一三九六の一から一三九六の三まで、一三九七の一、一三九七の二、一三九八の一から一三九八の三まで、一四〇一の一、一四〇一の二

保安林として指定された目的　水源の涵養

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

(1)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十三年十一月十四日農林省告示第千八百三号

(二)　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百六十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛媛県西予市野村町野村一七号六六の二から一七号六六の四まで（以上三筆国有林）、一七号一、一七号九、一七号一二の一、一七号一二の二、一七号一五、一七号一八の一、一七号一九、一七号二一、一七号二四、一七号二五、一七号二六の一から一七号二六の三まで、一七号二七の一、一七号二八、一七号二九、一七号三〇の一、一七号三〇の二、一七号三一から一七号三三まで、一七号三八、一七号四二の一、一七号四二の二、一七号四三、一七号四四の一、一七号四四の五、一七号四四の六、一七号四五の一、一七号四八の一、一七号五二の一、一七号五六の一、一七号五六の三、一七号五六の四、一七号五七の一、一七号六〇の一、一七号六五の五、一七号六六の一、一七号六六の一〇から一七号六六の一二まで、一七号六七の一

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養